

2022年度助成分

■研究課題名

表現の自由の今日的課題

研究代表者：

長谷部恭男（早稲田大学大学院法務研究科・教授）

実施期間：2022年4月1日～2023年3月31日

【研究の概要】

本研究の主たる目的は、台北の Academia Sinica が主催した第9回アジア憲法フォーラムにおいて、日本において表現の自由が直面する諸課題について報告を行なうことであった。コロナ禍が収束しない状況であったため、同フォーラムはハイブリッド方式——国外の参加者はオンライン参加——で、2022年5月13日・14日の両日にわたって開催された。

申請者は13日の全体会議において、Freedom of Speech in Japan: An Inquiry into Media Ownership and Control と題する報告を行い、質疑に応答した。この報告では、日本特有と言われる記者クラブ制度、欧米諸国と異なり、独立行政機関ではなく中央省庁である総務省によって行われる放送事業者への監督・規制、新聞・テレビの所有・支配に関する比較制度的に見て緩やかなクロス・メディア規制、および放送法によってNHKの財源である受信料の徴収に毎年度、国会の承認が必要とされている問題などを描き、全体を通じてメディアと政府・与党——現時点で言うと自民党・公明党連立政権——が癒着する制度上のリスクがあることを指摘した。同報告は、早稲田大学比較法研究所の発行する英文紀要 Waseda Bulletin of Comparative Law に公表される。公表時には、2023年3月に明らかとなった、2015年における安倍政権下での放送法の解釈変更の問題性についても触れる予定である。

同フォーラムでは、What Is the Constitutional Identity of Japan? と題する部会報告を行なった。これは野村財団から2021年度に助成を受けた研究課題「日本の憲法のアイデンティティ」にかかわる報告である。第9回アジア憲法フォーラムは、本来2021年度に開催される予定であったが、コロナ禍のために延期されて本年5月に開催されたことから、本報告の実施もそれに伴って延期されていた。

さらに、有斐閣ジュリスト編集部からの寄稿依頼を受けて、「デジタル情報空間における放送と放送法制」と題する原稿を執筆した。同稿は、ジュリスト1574号（2022年8月号）14～19頁に掲載された。インターネットが飛躍的に拡大した今日において、新聞・放送等の既存のメディアが果たすべき役割は何か、そしてそれに即した放送制度のあり方は何かを検討したものである。

特許と論文の価値がベンチャーファイナンスに与える影響:日本の大学発ベンチャーの事例

研究代表者:

福川信也 (東北大学大学院工学研究科・准教授)

実施期間: 2022年4月1日~2023年3月31日

【研究の概要】

大学発明の商業化をめざす大学発ベンチャーは、既存の技術を置き換えるラジカルイノベーションの源泉として期待されている。ラジカルイノベーションは斬新な技術で新しい市場を創造するため、その事業化には不確実性がともなう。科学に立脚した技術シーズとまだ存在しない事業機会を結びつける個人や組織はイノベーション媒介機関と呼ばれる。質の高い科学研究、強い特許、新しい事業機会に鋭敏な媒介機関は大学発ベンチャーエコシステムの規定要因と考えられる。

本研究はエルゼビア社の SciVal、ビューロー・ヴァン・ダイク社のオービス IP、ユーザーベース社のイニシャル、経済産業省の大学発ベンチャーデータベースを組み合わせ、パネルデータを構築した。大学発明の商業化を目的としたベンチャー企業のリストは大学発ベンチャーデータベースから収集した。発明を行った研究者の科学生産性は SciVal が提供する学術分野と雑誌のタイプを制御した被引用件数 (FWCI)、被引用件数、論文あたりの被引用件数、h5-index で代理した。大学発明に基づく特許の出願年と出願番号は大学発ベンチャーデータベースから収集した。特許の価値はオービス IP が提供する Technical Quality (TQ) と Market Attractiveness (MA) で代理した。TQ は各国特許庁の書誌情報に基づくファミリーメンバーの被引用件数、製品特許の当否、特許請求の範囲、各国の出願数、最新技術をあらわすキーワードの含有率などで規定される。MA は当該特許が保護を保証されている国の数と当該特許でカバーする市場の規模で規定される。大学発ベンチャーが出資を受けた年、媒介機関のタイプ、出資比率はイニシャルから収集した。

主な推計結果は以下の通りである。科学論文の質は大学発ベンチャーがベンチャーキャピタルやエンジェル投資家から資金調達を行う確率を高める。イノベーションの質は大学発ベンチャーがベンチャーキャピタルから資金調達を行う確率を高める。ベンチャーキャピタルの出資は大学発ベンチャーの売上成長を高める。本研究の成果は Fukugawa (2022) の形で国際雑誌に公開された。

Fukugawa, N. (2022) Effects of the quality of science on the initial public offering of university spinoffs: Evidence from Japan, *Scientometrics*, Volume 127, pp 4439-4455. <https://doi.org/10.1007/s11192-022-04433-3>

2021年度助成分

■研究課題名

「公募増資インサイダー」を踏まえた金融商品取引業者等における情報管理のあり方について

研究代表者：

小林史治（東海大学法学部・准教授）

実施期間：2021年4月1日～2022年3月30日

【研究の概要】

本研究は、近時、証券会社が関係するインサイダー取引規制違反（いわゆる公募増資インサイダー）による課徴金納付命令が取り消される事案が散見されているため、その取消原因の分析などを通じ、金融商品取引業者等における情報管理のあり方について示唆を受けることを目的とした。

一連の事件では、証券会社職員がその「職務に関し知った」（金融商品取引法 166 条 1 項 5 号）重要事実を外部の者に伝達したとされたが、東京電力事件（東京高判平成 29 年 6 月 29 日）では、「職務に関し知った」の意義について、「方法や態様等を問わないものの…重要事実が法人内部においてその者に伝播したもの（流れて、伝わったもの）と評価することができる状況のもとで重要事実を構成する主要な事実を認識した場合」を指すとし、法人内の複数の断片的な情報を取得し組み合わせることによって（未必的にでも）認識するに至った場合で十分とする金融庁の主張を排斥した（なお、日本板硝子事件（東京地判令和元年 5 月 30 日）の判旨はやや判然としないが、間接的にでも情報が伝わったことを要すると解す余地がある）。そのため、重要事実を知る部署（引受部門等）と、知るべきでない部署（営業部門等）との間において、最低限、重要事実を構成する主要な事実が伝わらないようにする情報隔離体制を構築する必要があるが、あくまでミニマムスタンダードであり、当局の主張も加味すれば、周辺情報の管理も重要となる（なお、当該研究成果の一部は、拙稿「金融商品取引法 166 条 1 項 5 号における「職務に関し知った」の意義」東海法学 61 号 27 頁（2021）にて公表している）。

この点、アメリカにおいては、1998 年に証券取引所法 15 条 (g) が導入されて間もないころから、従業員及び自己勘定取引に対する監視、コンプライアンス部門による部署間接触に対する監視、方針・手続の記録化及び書面化、重要な非公開情報保有時の自己勘定取引に関する手続の採用が必要との方針が示され、重要な非公開情報を有する部署とその他の部署との間の情報隔離や当該情報へのアクセス制限が必要と考えられ、現在でもその考えに大きな変化はない。近時の事例でも、会社の書面化された方針に違反したことなどを理由に責任を問われたものがある。

日本とアメリカにおける情報管理のあり方の理解には相違が認められる点があるため、アメリカ法からの示唆については、引き続き研究を継続してその結果を公表したい。

「民事訴訟のIT化」に含まれる憲法上の課題の検討

研究代表者：

笹田栄司 (早稲田大学政治経済学術院・教授)

実施期間：2021年4月1日～2023年3月31日

【研究の概要】

(1) 民事裁判手続のIT化は必要かつ重要なテーマである。コロナパンデミック時のような事態において「ウェブ会議」が極めて有用であることは言を俟たないし、IT化は裁判所へのアクセスを容易にするだろう。このことを憲法的枠組みに置き換えるなら、「IT化の憲法上の限界」の問題が現れる。本人訴訟を念頭に置くと、オンライン申立ての義務化は裁判を受ける権利の「侵害」と評価されよう。一方、ITに通じた者にとり司法へのアクセスは容易になり、裁判を受ける権利の実効化に資する。裁判を受ける権利について、IT化はこのような二面性を持つ。加えて、IT化は、司法のフォーマリズム、及び憲法上の手続保障、とりわけ「裁判の公開」を空洞化させる可能性がある。ドイツの裁判官グループが提案する法廷を不要とする「迅速化されたオンライン手続」(「民事訴訟の現代化：討議ペーパー」(2021))にその兆候が現れている。“バーチャル審理”においては「当事者や証人の裁判所所在地への出廷は、審理が行われる法廷が存在しないことから排除されている」。裁判の公開もインターネット上でしか考えられないだろう。「迅速化されたオンライン手続」は「紛争解決」領域における司法の競争力向上をもたらすかもしれないが、それを裁判手続に加えることは「トロイの木馬」となりかねない。

(2) 一方で、民事裁判手続のIT化によって獲得されうるものにも目を向けたい。ウェブ会議による口頭弁論が実現されればインターネット上での公開も技術的には可能だが、現在のところ、それは想定されていない。ただし、多くの国民が関心を持つ訴訟が最高裁大法廷に回付された際に、そこでの口頭弁論をウェブで中継するならば、それは国民の知る権利に資するものである。次に訴訟記録の閲覧について、「デジタル化された記録」を裁判所で閲覧することに加え、ウェブでも「閲覧希望の申込み」制度を導入する提案がある。即ち、「オンラインアクセスを認めたとしても閲覧者の身元を特定する情報を裁判所が保有しておく」ことで、「閲覧者の情報悪用を牽制すること」、及び「閲覧者とその閲覧内容を当事者に通知する仕組み」が可能になる。訴訟記録の閲覧についての現状に鑑み実現が望まれる提案だと思う。

研究成果は、判例時報 2505 号 (2022) に笹田栄司「裁判制度のパラダイムシフト (7) 民事裁判手続のIT化と憲法」として発表している。

■研究課題名

集合的責任の理論的分析と実践的応用

研究代表者：

瀧川裕英 (東京大学・教授)

実施期間：2021年4月1日～2023年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、集合的責任に関わる理論的問題を検討して、集合的責任の理論を構築し、それを実践的な諸問題に応用することである。集合的責任は、個人責任と対比される概念であるが、集団責任や連帯責任といった関連概念との関係が明確でなく、それ自体複雑な構造を持つ。本研究は、その構造の解明を行った。

研究成果の第一は、国際的百科辞典 (Encyclopedia of the Philosophy of Law and Social Philosophy) における Collective Responsibility の項目の執筆である (成果1)。この百科辞典は、法哲学・社会哲学国際学会連合 (International Association for Philosophy of Law and Social Philosophy: IVR) が展開するものであり、オンライン版は既に公開されているほか、2023年には紙媒体でも刊行予定である。この項目では、集合的責任に関する先行研究を網羅的にサーベイし、集合的責任を、①集団責任 (集団が責任の主体となる責任) と②帰属責任 (集団に帰属することで個人が負う責任) の二種類に区分することで、議論の整理を行った。

集合的責任の問題としてさまざまな波及効果を持ちつつ実際に争われているのが、植民地責任である。研究成果の第二は、この植民地責任に関わる。そもそも植民地建設は不正なのか、不正だとすればなぜ不正なのかという問題について、イマヌエル・カントの議論を参照しながら検討を行った (成果2・成果3)。

集合的責任が可能な限り生じないようにするためには、よりよい集合的決定が行なわれるような方法を構想する必要がある。多数決という民主的決定はそのための一つの方法であるが、その意義と限界を見極めるべく、くじ引きという集合的決定方法との比較・検討を行った (成果4)。その研究成果に、一般の読者にも届く形で加筆・修正を行い、新書 (共著) を刊行した (成果5)。

いかなる社会活動にもリスクはつきものである。リスクを考慮に入れて集合的決定を行うとき、どのような責任の構想を基礎におくべきかという問題について、感染症のリスクを素材として、帰結主義と契約主義を対比する形で検討を行った (成果6)。

このほか、集合的責任としての戦争責任について、『東京大学法科大学院ローレビュー』第18巻に投稿予定である。また、2022年度の東京大学大学院法学政治学研究科において、集合的責任をテーマとする授業を行い、2023年度も継続予定であることを、本研究からの教育的成果として記しておきたい。

研究成果

1. Hirohide Takikawa, “Collective Responsibility” In: Sellers, M., Kirste, S. (eds.) *Encyclopedia of the Philosophy of Law and Social Philosophy*. Springer, Dordrecht. https://doi.org/10.1007/978-94-007-6730-0_126-1
2. 瀧川裕英「カントと「正しい植民地」」『法の理論 40』（成文堂、2021年），pp. 47-77.
3. 瀧川裕英「植民と移民の間——高橋コメント・中山コメントへのリプライ」『法の理論 41』（成文堂、2023年），pp. 259-271
4. 瀧川裕英「世界はくじを引いている——くじ引き投票制の可能性」『法と哲学』第7号（信山社、2021年），pp. 23-49.
5. 瀧川裕英編『くじ引きしませんか？——デモクラシーからサバイバルまで』（信山社、2022年）、瀧川分担執筆「くじ引き投票制の可能性」pp. 109-167
6. 瀧川裕英「リスクの許容可能性と責任ある決定——費用便益分析と契約主義」國部克彦・後藤玲子編『責任という倫理』（ミネルヴァ書房、2023年予定）

■研究課題名

Understanding the “judicialization” of social and environmental issues in Japan and France

研究代表者：

水町勇一郎 (東京大学社会科学研究所・教授)

共同研究者：

Adrienne Sala (French Research Institute on Japan at the Maison Franco-Japonaise, Researcher Fellow)、

Jérôme Pélisse (Sciences Po Paris, Professor)、

Liora Israël (Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales (EHESS), Professor)、

Eve Truilhé (CNRS, Researcher)、

Isabelle Giraudou (University of Tokyo, Graduate School of Arts and Sciences, Associate Professor)、

Takamura Gakuto (Ritsumeikan University, Graduate School of Policy Sciences and College of Policy Science, Professor)

実施期間：2021年4月1日～2022年12月31日

【研究の概要】

This research project included three phases:

First phase - From January to June 2021: A cycle of 6 webinars were co-organized with Adrienne Sala at the Maison Franco-Japonaise. During each webinar 4 social science researchers discussed about their work on topics related to the project. For more information about the webinar series: https://www.mfj.gr.jp/recherche/equipe/chercheurs/adrienne_sala/index_ja.php

Second phase - From April 20 to April 22: Co-organization of a three days symposium at the Maison Franco-Japonaise with simultaneous translation in Japanese and French. For more information, the program of the symposium is available at the following link: <https://www.mfj.gr.jp/agenda/995eff4ba1fe366a02327067202522bff7eaa043.pdf>

The three days symposium is available on YouTube channel:

2022年04月20日(水)：<https://www.youtube.com/watch?v=e7F8G9iH76g&t=9326s>

2022年04月21日(木)：<https://www.youtube.com/watch?v=OlX0cI7OzU&t=3s>

2022年04月22日(金)：<https://www.youtube.com/watch?v=NTToLFel7LR8&t=3431s>

Third phase - From October to November 2022: Publication of 4 articles by the Journal *Horitsu Jiho*

社会問題・環境問題の「司法化 (judiciarisation)」の論点と可能性 (上) ——日仏比較の観点から

企画趣旨……アドリエヌ・サラ／笠木映里

フランスにおける三つの最高法院での法の動員——差別への闘いを事例に……リオラ・イスラエル (高村学人 訳)

訳者による論文解題……高村学人

フランスと欧州における環境問題と司法の役割……エヴ・トレユイレ（中村草太＝イザベル・ジロドウ 共訳）

日本における環境問題と司法の役割……大久保規子

社会問題・環境問題の「司法化（judicialisation）」の論点と可能性（下）——日仏比較の観点から

フランスの労働紛争における裁判官の後退……アントワーン・リヨン＝カーン（水町勇一郎 訳）

日本の「働き方改革」——「司法化」の観点から……水町勇一郎

フランスの職業病認定（の不十分性）における法と司法の役割——1919年から新型コロナウイルスまで……ジェロム・ペリス（笠木映里 訳）

日本における職業病認定制度の法的構造と訴訟・司法判断の位置づけ——比較法的観点からの分析……笠木映里

■研究課題名

モデル平均法の機械学習への応用

研究代表者：

劉 慶豊 (法政大学理工学部・教授)

実施期間：2021年4月1日～2022年9月30日

【研究の概要】

申請者は本研究においてモデル平均の「異なったモデルを結合させて、それぞれの長所を利用して、予測や推定の精度を高める」という発想を機械学習へ応用して、異なる種類の教師あり学習の手法を結合するための Machine Collaboration (MaC) を開発した。既存のアンサンブル学習である bagging や stacking、boosting、などと違って、MaC は斬新な循環的・相互作用的な枠組みである。循環的・相互作用的な特徴によって、MaC は各 base machine の間の情報交換を実現した。その情報交換によって、各 base machine の長所が発揮され、最終的に MaC の予測精度が改善された。申請者は MaC の性質を理論的に調べて、シミュレーション実験と実証研究でその優れたパフォーマンスを確認した。

Working paper

Liu, Q. and Feng, Y., 2021. Machine Collaboration. *arXiv preprint arXiv:2105.02569*.

学会報告

Liu, Q. and Feng, Y, Machine Collaboration 日本経済学会 2021 秋季大会, 2021 年 10 月 9 日 . (Online)

Liu, Q. and Feng, Y, Machine Collaboration, The 16th International Symposium on Econometric Theory and Applications: SETA2022, July 21, 2022. (Online)

Liu, Q. and Feng, Y, Machine Collaboration, 81th Seminar of Joint laboratory of data science and business intelligence, Southwestern University of Finance and Economics, China, June 17, 2022. (Online)

Liu, Q. and Feng, Y, Machine Collaboration, Symposium in honor of Prof. Nobuhiko Terui, Tohoku University, Japan, Feb 18, 2022. (Online)

■研究課題名

気候変動下における企業のイノベーションと カーボンプライシング

研究代表者：

井上恵美子 (京都大学大学院経済学研究科／白眉センター・特定准教授)

実施期間：2020年4月1日～2022年3月31日

【研究の概要】

気候変動は、国際的に取り組むべき喫緊の問題である。世界中で気候変動に起因する自然災害が多発して甚大な被害をもたらしており、早急な対応が求められている。この問題に対処するために、2020年以降の新しい国際的な枠組みとして2015年12月に採択されたパリ協定では、長期目標の達成には国や企業のイノベーションへの取り組みが欠かせないと強調されている。また、効果的な温室効果ガスの削減には市場メカニズムの活用が重要だと言及されている。このような背景から、排出量取引や炭素税などの環境政策を活用して、排出された温室効果ガスに適正な価格付けを行うことで、企業等の温室効果ガス排出削減のインセンティブを高め、行動変容を促すことを目的とするカーボンプライシングに注目が集まっている。

本研究では、研究開発の主体としての企業に着目し、排出量取引や炭素税をはじめとするカーボンプライシング施策が企業のイノベーションに与える影響を分析した。まず、気候変動対策に関する質問への企業の回答を纏めたデータを用いて、各企業がカーボンプライシング施策にどのような影響を受けているか整理し、変数を作成した。また各企業が生み出したイノベーションの内容や特許件数について精査し、イノベーションに関する変数を作成した。これらの変数を含む独自のパネルデータを用いて、計量的な分析を行った。その結果として、外生的な環境政策が企業のイノベーションにどの程度影響を与えているか調べることができた。また企業の規模や国際競争に晒されている度合いに応じて、各国の様々なカーボンプライシング施策がイノベーションをはじめとする企業の取り組みに及ぼす影響がどのように異なるか考察することができた。

本研究により、企業が気候変動やカーボンプライシング施策の影響をどう捉えているのかについて、手掛かりを得ることができた。そして、その新たな視点から、カーボンプライシング施策が企業のイノベーションにどのような影響を与えるのかを検討し、イノベーションの促進メカニズムを探ることができた。気候変動解決の糸口となる企業のイノベーションに注目し、それを促進するためのメカニズムを検証することは、効果的な気候変動対策を考えていく上で意義がある。

■研究課題名

先進国の代表制デモクラシーが直面する課題の分析と制度的処方箋の提案に向けた総合的研究

研究代表者：

内山 融 (東京大学大学院総合文化研究科・教授)

共同研究者：

吉田徹 (同志社大学・教授)、**池本大輔** (明治学院大学・教授)、**早川誠** (立正大学・教授)、**大川千寿** (神奈川大学・教授)、**木寺元** (明治大学・教授)、**作内由子** (獨協大学・准教授)

実施期間：2020年4月1日～2023年3月31日

【研究の概要】

コロナ禍により研究計画が大幅に遅延してしまったものの、研究期間後半から本格的に研究を進めた。オンラインと対面の研究会を開催し、先進国の代表制デモクラシーが直面する課題の分析を踏まえ、日本の代表制デモクラシーの活性化のためにどのような制度的処方箋が必要かという点について、各自の研究をもとに活発な議論を行った。結論として以下のようなまとめを得た。この成果は言論NPOをプラットフォームとして広く社会に発信する予定である。

1. 代表制デモクラシーが直面する課題の現状

多くの先進国において、有権者の「代表」たるべき政治家・政党（特に既成政党）への不信が増大している。日本においても、言論NPOの世論調査によれば、回答者の7割が「政治や政党に将来課題の解決を期待できない」とし、5割近くが「政治家を自分たちの代表とは思えない」としている。このように、「代表」への不信が、多くの先進国と日本の代表制デモクラシーに共通する最大の課題であると診断された。

2. 代表制デモクラシーが直面する課題の原因の分析

以上のような「代表」への不信の原因は、①政党間競争の不全、②政党と有権者のつながりの希薄化、③「代表」が政党に限定されていること、の三つに集約されると分析された。日本でいえば、①は、国政で野党が有権者にとって有効な選択肢となっていないこと、地方選挙で無投票当選が相次いでいることなどを指す。②は、政党が議院内政党の正確を強め、草の根の有権者とのつながりが弱くなっていることを指す。③は、本来「代表」とは政党以外のものもあるはずなのに、現在は既成政党がほぼその地位を独占している。しかしそうした既成政党が機能不全を起こしている。

3. 代表制デモクラシーが直面する課題についての制度的処方箋

2で述べたような原因に対処するためには、①政党間競争の活性化、②政党と有権者のつながりの緊密化、③政党以外の「代表」の活性化、の三つが処方箋として有効である。例えば、①は情報・データ面も含めて野党をエンパワーメントすること、②は政党のリクルートの門戸を幅広く開放することやNPOなど中間団体を活用すること、③はくじ引きによる代表の選出という仕組みを取り入れることなどが考えられる。

教育経済学の実証分析：教室内実験によるアプローチ

研究代表者：

陣内悠介 (国際大学国際関係学研究所・准教授)

実施期間：2020年4月1日～2022年3月31日

【研究の概要】

近年、科学的調査研究から得られた客観的事実をもとにして政策を議論する必要性が高まっており、教育問題に対しても経済学的な視点での分析が進められている。こうした先行研究の成果として、例えば、男女間で大学進学率に差があるだけでなく、女性は男性と比べて科学技術を専攻する割合が低く、それが卒業後の就職や収入面での男女賃金格差等にもつながることが示されてきた。

こうした背景のもと、本研究では、男女間でリスク選好にどれくらい差があるのかを推定した。リスクに対する男女間での考え方の違いが、長期的には将来のキャリア選択等の差につながる可能性を吟味するという点に本研究の新規性がある。さらには、性別の差異だけでなく、既存論文では言及されてこなかった国籍の差異までも含めて国際比較分析する本研究は、この点においても新たな客観的事実を提示するものである。

具体的には、本研究では国際大学の大学院生を対象とし、個々人のリスク選好を把握するように設計した試験を実施し、そのデータを分析することで男女間および国籍間のリスク受容性の差異を明らかにした。国際大学は、毎年50カ国を越えるほど多様な国籍の留学生が入学しており、このユニークな教育環境を利用することで、従来の研究では見過ごされてきた国際比較分析をすることが可能となった。こうした学生を対象に、試験問題の回答を選択式にして、誤答を選んだ場合にペナルティを付与することで、個々人のリスク選好を推定した。

データ分析から得られた結果として、男女比較においては、全体として男性よりも女性の方がリスクを回避する傾向が強く、誤答を避けようとする意識が大きいことが明らかとなった。一方の国際比較においては、国によってリスク受容性が大きく異なることが明らかとなった。例えば、ラオス・ミャンマー・ベトナム等の東南アジア各国の学生はリスクを回避し誤答を避ける傾向が強いのに対し、バングラデシュ・ネパール等の南アジア各国は誤答を恐れずリスクを取る割合が高いなど、地域性や国民性を示唆する興味深い結果も得られた。本研究から得られた成果は、今後の教育政策や労働政策においても、男女間や国籍間のリスク選好や意識差を踏まえて適材適所を推進してミスマッチを防ぐ等、有用なものになると期待できる。

■研究課題名

旧ソ連諸国における大統領の任期制限とその延長に関する比較研究

研究代表者：

溝口修平 (法政大学法学部・教授)

実施期間：2020年4月1日～2022年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、旧ソ連諸国を事例として、どのような場合に大統領は任期制限規定を変更または撤廃する（しない）のかを検討し、この問題に関する新たな理論を構築することであった。

研究期間を通じて、以下のような形で研究を進めた。第一に、先行研究を渉猟し、従来の研究は主に大統領の選好に注目し、経済水準が低く腐敗した国ほど大統領は退任するリスクが高まるため、任期延長がなされる傾向にあると論じてきたことがわかった。第二に、旧ソ連諸国における大統領任期延長の事例を全て調べることにより、この地域ではさまざまな方法で大統領の任期延長が行われてきたことを明らかにした。その一方で、大統領権限の弱いモルドヴァ、ウクライナなど一部の国ではこれまで一度も任期延長は行われていない。第三に、任期延長が試みられた事例を比較したときに、以下の3つのパターンがあることがわかった。①強固な権威主義体制において大きな反対もなく任期延長が行われるタイプ（中央アジア諸国など）、②不安定な権威主義だったが、任期延長が実現することによって大統領の権力が強化され、権威主義体制が安定化するタイプ（ベラルーシ）、③不安定な権威主義であり、大統領の任期延長が実現しなかったことで、依然として不安定な国（ウクライナ）、である。

以上の考察に基づき、本研究では次の2つの研究成果を公刊した。まず、上記の②と③のような違いは、大統領が自身の任期延長の正当化に成功し、世論にアピールできたか否かによるという仮説をたて、それをベラルーシとウクライナの事例を用いて検証した。不安定な権威主義では、大統領の任期延長に対して政治エリートが異議を唱える可能性が高い。そのような状況で、任期延長の成否を決定するのは大統領が世論の動員に成功できるかにかかっている。以上の点を、「大統領任期延長の正統性—旧ソ連諸国における長期独裁政権の誕生」『国際政治』（第201号、2020年、114-129頁）で論じた。

第二に、研究期間中にロシアで任期延長も含む大規模な憲法改正が行われたことを受けて、それがどのような形で正当化されたのかを考察した。ロシアでは、大統領の任期延長を政治問題化しないために、愛国主義や保守的な価値観に関わる規定を憲法に加え、それを国民投票で承認した。このような経緯を「2020年憲法改正の正統性—憲法裁判所の合憲性審査と国民投票の観点から」令和2年度外務省外交・安全保障調査研究事業『大国間競争時代のロシア』（日本国際問題研究所、2021年13-19頁）にまとめた。

Income Profiles, Risk and Inequality over the Life-Cycle in Developing Economies with Large Informal Sectors: Implications for Public Policy and Social Security Development

研究代表者：

Minchung Hsu (National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS), Associate Professor)

共同研究者：

Pei-Ju Liao (National Taiwan University (NTU), Associate Professor)、

Kwadwo Opoku (University of Ghana, Researcher)

実施期間：2020年4月1日～2022年7月31日

【研究の概要】

In this project we conduct a systematic study on income profiles over the life cycle for both formal and informal workers in developing economies based on micro-level data.

We have collected household survey data from Thailand (Household Socio-Economic Survey), Vietnam (Vietnam Household Living Standard Surveys), Indonesia (Indonesia Family Life Survey), Chile (Social Protection Survey) and Ghana (Ghana Living Standard Survey) during the research period.

Because it is common for a developing economy that more than half of its total employment is in the informal sector, which is normally not considered in economic analyses for developed countries. We categories individuals' employment statues into formal and informal employment according to the available information on social security/pension coverage, labor contract or other social insurance coverage.

In general, we found that people with a high education level tend to work in the formal sector. In addition, the majority of informal workers are self-employed. For example, in Vietnam, 89% of informal workers are self-employed; Less than 20% of informal workers have an education level equal to or above high school while 79% of formal workers are high school graduates or above.

We have utilized micro-level data to estimate general patterns of earnings over the life cycle for both formal/informal employment in each country. To estimate the patterns of earnings, we first follow Deaton (1997) 's suggestion to set up a regression model for estimating the life-cycle profiles. Age, cohort and year effects are all included. Age effects are characterized by a quadratic polynomial because earnings usually have a hump-shaped age profile. We allow age effects to be different across education groups and employment sectors. Cohort effects are likely to be trend-like and handled as linear. There is no obvious pattern for year effects and hence dummy variables are chosen.

We find a significant gap in earnings between formal/informal sectors with controlling

for other characteristics. A hump-shaped earnings pattern over the life cycle is also found in these developing countries. In addition, earnings growth is generally higher in the formal sector and the earnings growth in the informal sector stops at an earlier age compared with the formal sector. For example, the average annual growth rate of earnings at age 55-60 in the formal sector is 1.4% but in the informal sector that becomes -1.3%. We also find that the frequency of job switch between formal/informal sectors is low. Particularly the transition probability from the informal sector to the formal sector is lower than 2% per year.

■研究課題名

民営化・行政上の主体の多様化に対する行政法の対応の研究 ーオーストラリア行政法を素材として

研究代表者：

北島周作 (東北大学大学院法学研究科・教授)

実施期間：2019年4月1日～2022年3月31日

【研究の概要】

近年、民営化、自主規制活動の活用等により、従来国等が行っていた活動が多様な主体により行われている。しかし、行政法は、伝統的に国等の活動の統制を念頭に発展し、その一般的法制度や統制のための規範も、多様な主体による活動に対応できるか不明確であり、理論上も裁判上も問題となっている。この問題に対し、イギリスのデータフィン判決は、証券取引自主規制団体の決定を、その活動内容に照らして、行政訴訟たる「司法審査」と諸種の公法原則の適用対象とし、大きな議論を呼んだ。研究代表者は、そこから、公法規範の内容に焦点を当てることに問題解決の糸口を見出し、研究してきた。オーストラリアでは、近年特に自主規制団体の活動の統制に関して、連邦、州双方で裁判上頻繁に争われており、データフィン判決の受容の問題を含めて、議論が活発に行われている。本研究はそれらの内容を参照し、研究を進めたものである。なお、2019年9月から2021年6月まではメルボルン大学で研究を行った。

本研究では、連邦、州の司法審査制度が司法審査の対象をどのように設定し、政府以外の団体の公的活動をどのように扱っているのか、判例がデータフィン判決に対してどのような態度をとっているのかといった問題を調査、検討した。具体的には、連邦レベルでは、憲法上の司法審査、制定法（ADJR法）上の司法審査、州レベルでは、各州のコモンロー上の司法審査、制定法上の司法審査の内容をそれぞれ検討した。その結果、連邦憲法上の司法審査については「連邦職員」という行為主体要件が障害となっていること、ADJR法の司法審査については、最高裁のニート判決において自主規制団体の公的活動についてデータフィン判決の受容及び司法審査の対象とすることに否定的な態度がとられ、学説上批判されていること、一部の州では政府以外の団体を制定法上の司法審査制度の対象とするための立法上の試みがなされていること、一部の州裁判所のコモンロー上の司法審査に関する判例においてデータフィン判決の受容が試みられたことなどを明らかにした。なお、コロナウイルス対策の行動規制の執行において私人を使用する例が見られたのでその制度についても検討も行った。成果の一部は、北島周作「オーストラリアの司法審査制度と行政上の主体の多様化」大貫裕之他編『行政法理論の基層と先端』（信山社、2022年）27頁で公表した。

■研究課題名

日本の多国籍企業の利益移転の実証分析

研究代表者：

長谷川誠 (京都大学・准教授)

実施期間：2019年4月1日～2022年3月31日

【研究の概要】

多国籍企業は法人税率や税制の異なる様々な国・地域に子会社を設立し、事業を展開している。そのため企業グループ全体での税負担を減らすために、高税率の国から低税率の国へと、関連企業間の取引を利用して利益を移転する誘因を持つ。本研究では、日本の多国籍企業の利益移転行動を実証的に分析した。

日本は2009年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度を導入し、日本の親会社が海外子会社から受け取る配当を一定の条件のもとで非課税とした。その結果、多くの日本企業にとって、海外利益に対する税負担が軽減された。そのため、日本の多国籍企業の利益移転行動がこの税制改正をきっかけに活発化していることが考えられる。そこで本研究では、2009年度税制改正前後で日本企業の海外子会社による利益移転行動が変化しているかどうか検証した。分析手法としては、Orbis データベースから2004年から2016年にかけての海外子会社の財務情報を収集し、税引前利益の法人税率に関する半弾力性 (semi-elasticity) を推定した。この半弾力性は利益移転の程度の指標として、多くの研究で用いられている。また比較対象として、米国の多国籍企業の海外子会社の半弾力性も同時に推定した。

分析の結果、日本企業の海外子会社の平均的な税の半弾力性は米国企業の海外子会社と比べて小さいことを示した。このことは、日本企業の海外子会社による利益移転の程度が平均的には低いことを示唆している。しかし、税の半弾力性のデータ期間中の変化を調べてみると、2008年度から2012年度にかけて日本企業の海外子会社の半弾力性が米国企業の海外子会社と比較して、相対的に増加していることが示された。この傾向は、規模の大きな海外子会社に特に顕著にみられた。このことは、日本企業の大規模な海外子会社による利益移転が2009年度税制改正をきっかけに一時的ではあるが活発化した可能性を示唆している。税の半弾力性が2008年度から増加し始めた理由としては、一部の子会社が税制改正の施行を予測して前年度から行動を変化させた可能性が考えられる。ただし、2008年は金融危機が起きた時期とも重なっており、金融危機が税の半弾力性の推定値に影響を与えている可能性も否定できない。金融危機の影響を最大限考慮しながら、信頼できる推計値を得るために分析を改善・工夫することが今後の課題となる。